

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 30 年 3 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	漁業センサス	2
	人口動態調査	5
	地方公務員給与実態調査	8
	作物統計調査	9
2	一般統計調査の承認	13
3	一般統計調査に係る中止通知の受理	15
4	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	16
	(2) 変更	16

## 〔凡 例〕

### 1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）」は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

### 2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）<sup>（注1）</sup>→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）<sup>（注2）</sup>→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

### 3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあつては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）<sup>（注3）</sup>である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

#### 4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

##### 【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

##### 【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時 間	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

## 1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
H30. 3. 5	漁業センサス	農林水産省大臣官房統計部 経営・構造統計課 センサス統計室
H30. 3. 13	人口動態調査	厚生労働省 政策統括官付参事官付 人口動態・保健社会統計室
H30. 3. 26	地方公務員給与実態調査	総務省自治行政局 公務員部給与能率推進室
H30. 3. 26	作物統計調査	農林水産省大臣官房統計部 生産流通消費統計課

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

<b>【調査名】</b>	<b>漁業センサス</b>
承認年月日	平成30年3月5日
実施機関	農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室
目的	新統計法に基づき、漁業構造統計（基幹統計）を作成し、我が国の漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。
沿革	<p>第1次漁業センサスは、農林水産業調査（指定統計第3号）の一環として昭和24年3月1日現在で行われた。第2次漁業センサス（昭和29年1月1日。漁業従事者世帯調査は、昭和28年11月1日現在）から指定統計第67号として5年目ごとに行う方針がとられたが、昭和33年には、これに代えて、沿岸漁業臨時調査（指定統計第96号）が行われた。</p> <p>2013年漁業センサスでは、全ての調査票がOCR対応調査票に変更された。また、海面漁業調査のうち、団体経営体向けの3つの調査票（会社用、漁業協同組合等用及び共同経営用）を団体経営体用として統合された。</p> <p>2018年漁業センサスでは、漁業管理組織調査票を海面漁業地域調査票に統合・再編し、調査対象の範囲から漁業管理組織を除外し、オンライン調査の全面導入を行う。</p>
調査票の構成	1－漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）・Ⅱ（団体経営体用） 2－海面漁業地域調査票 3－内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）・Ⅱ（団体経営体用） 4－内水面漁業地域調査票 5－流通加工調査 魚市場調査票 6－流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票
公表	インターネット及び印刷物（概要：平成31年8月末、詳細：平成31年12月末）
備考	<p>1. 今回の承認は、平成30年調査の変更承認。</p> <p>2. 主な承認内容は、①漁業管理組織調査票を海面漁業地域調査票に統合・再編し、調査対象の範囲から漁業管理組織を除外、②オンライン調査の全面導入、③海面漁業地域調査票、内水面漁業経営体調査票、内水面漁業地域調査票及び魚市場調査票において、従来の調査員調査に代えて、郵送調査を導入、④報告期間について「平成25年12月15日」から「平成31年1月10日」への変更等</p>
<b>調査票－1</b>	<b>漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）・Ⅱ（団体経営体用）</b>
対象範囲（地域）	原則として、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村
対象範囲（属性）	漁業経営体
客体数／母集団数	約95,000
選定方法	全数
母集団情報	客体名簿（市区町村が作成する名簿）
配布・収集	【配布】調査員、【収集】調査員・オンライン
把握時	平成30年11月1日現在（一部の項目については、過去1年間（平成29年11月1日から平成30年10月31日）の実績）
調査組織	農林水産省－都道府県－市区町村－調査員－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施）
実施期間又は提出期限	平成30年10月15日～11月20日
調査事項	1. 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況、2. 個人の漁業経営体の世帯の状況及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況
<b>調査票－2</b>	<b>海面漁業地域調査票</b>
対象範囲（地域）	原則として、海面に沿う市区町村及び漁業法第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村
対象範囲（属性）	漁業協同組合

客体数／母集団数	約950
選定方法	全数
母集団情報	客体名簿（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の長が作成する名簿）
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	平成30年11月1日現在（一部の項目については、過去1年間（平成29年11月1日から平成30年10月31日）
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施）
実施期間又は提出期限	平成30年10月15日～11月20日
調査事項	1. 資源管理・漁場改善の取組、2. 会合・集会等の開催状況、3. 活性化の取組
<b>調査票－3</b>	<b>内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）・Ⅱ（団体経営体用）</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	1. 内水面漁業に係る漁業経営体のうち共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定めるものにおいて水産動植物の採捕の事業を営む漁業経営体、2. 内水面漁業に係る漁業経営体のうち内水面において養殖の事業を営む漁業経営体
客体数／母集団数	約5,500
選定方法	全数
母集団情報	客体名簿（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センターの長が作成する名簿）
配布・取集	【配布】調査員・郵送、【取集】調査員・職員・郵送・オンライン
把握時	平成30年11月1日現在（一部の項目については、過去1年間（平成29年11月1日から平成30年10月31日）の実績）
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－調査員－報告者、農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者、農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施）
実施期間又は提出期限	平成30年10月15日～11月20日
調査事項	1. 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の漁業経営の状況、2. 個人の漁業経営体の世帯の状況及び世帯員の就業状況
<b>調査票－4</b>	<b>内水面漁業地域調査票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	内水面組合
客体数／母集団数	約1,000
選定方法	全数
母集団情報	客体名簿（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の長が作成する名簿）
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	平成30年11月1日現在（一部の項目については、過去1年間（平成29年11月1日から平成30年10月31日）の実績）
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施）
実施期間又は提出期限	平成30年10月15日～11月20日
調査事項	1. 組合員数、2. 漁場環境、3. 遊漁の状況、4. 活性化の取組

<b>調査票 - 5</b>	<b>流通加工調査 魚市場調査票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	魚市場
客体数／母集団数	約850
選定方法	全数
母集団情報	客体名簿（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の長が作成する名簿）
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	平成31年1月1日現在（一部の項目については、過去1年間（平成30年1月1日から12月31日）の実績）
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施）
実施期間又は提出期限	平成31年1月10日～1月31日
調査事項	1. 魚市場の施設及び取扱高、2. その他魚市場の現況を把握するために必要な事項
<b>調査票 - 6</b>	<b>流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所
客体数／母集団数	約10,000
選定方法	全数
母集団情報	客体名簿（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センターの長が作成する名簿）
配布・取集	【配布】調査員、【取集】調査員・オンライン
把握時	平成31年1月1日現在（一部の項目については、平成30年11月1日現在又は過去1年間（平成30年1月1日から12月31日）の実績）
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－調査員－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施）
実施期間又は提出期限	平成31年1月10日～1月31日
調査事項	1. 事業内容、2. 従業者数、3. その他冷凍・冷蔵、水産加工場の現況を把握するために必要な事項



<b>【調査名】</b>	<b>人口動態調査</b>
承認年月日	平成30年3月13日
実施機関	厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室
目的	出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の実態を明らかにすることを目的とする。
沿革	本調査は、明治4年の戸籍法の制定を受け、明治5年から始まったものであり、明治31年の戸籍法改正により、内閣統計局で処理されることになった。第二次世界大戦後の一時期は、内閣統計局の後継組織である総理庁統計局において所掌されていたが、昭和22年6月に旧統計法に基づく指定統計調査として位置付けられた後、同年9月に、所管が総理庁から厚生省（現在の厚生労働省）に移され、現在に至っている。なお、新統計法の施行に伴い、平成21年4月からは、基幹統計調査に移行している。
調査票の構成	1－出生票 2－死亡票 3－死産票 4－婚姻票 5－離婚票
公表	インターネット及び印刷物（月報：調査月の約2か月後（速報）、約5か月後（概数）、年報：調査実施翌年の6月上旬（概数）、9月（確定数））
備考	1. 今回の承認は、平成30年4月以降の調査についての変更承認 2. 主な承認内容は、報告を求める事項の変更（平成30年4月分の調査から、死亡票のうち、「死亡したところの種別」を把握する調査項目の選択肢区分の1つである「介護老人保健施設」を「介護医療院・介護老人保健施設」に変更）
<b>調査票－1</b>	<b>出生票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく出生の届出を受けた市町村
客体数／母集団数	約1,900
選定方法	全数
母集団情報	市町村
配布・収集	【配布】オンライン、【収集】郵送・オンライン
把握時	出生の発生時点
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限は、保健所長から調査票の送付を受けた翌月5日
調査事項	1. 子の氏名・父母との続柄・男女別、2. 生まれたとき、3. 生まれたところ、4. 子の住所、5. 父母の氏名・生年月日、6. 父母の国籍、7. 同居を始めたとき、8. 子が生まれたときの世帯の主な仕事、9. 子が生まれたときの父母の職業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで）、10. 子が生まれたところ及びその種別、11. 体重及び身長、12. 単胎・多胎の別、13. 妊娠週数、14. この母の出産した子の数、15. 出生に立ち会った者
<b>調査票－2</b>	<b>死亡票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	戸籍法の規定に基づく死亡の届出を受けた市町村
客体数／母集団数	約1,900
選定方法	全数
母集団情報	市町村
配布・収集	【配布】オンライン、【収集】郵送・オンライン
把握時	死亡の発生時点
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限は、保健所長から調査票の送付を受けた翌月5日

調 査 事 項	1. 氏名、2. 男女別、3. 生年月日、4. 死亡したとき、5. 死亡したところ、6. 死亡した人の住所、7. 死亡した人の国籍、8. 死亡した人の夫又は妻の有無、9. 死亡した人の夫又は妻の年齢、10. 死亡したときの世帯の主な仕事、11. 死亡したときの職業・産業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで）、12. 死亡したところの種別、13. 死亡したところの施設名、14. 死亡の原因、15. 死因の種類、16. 外因死の追加事項、17. 生後1年未満で病死した場合の追加事項、18. その他特に付言すべきことがら、19. 施設の所在地又は医師の住所及び氏名
<b>調 査 票 - 3</b>	<b>死産票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	死産の届出に関する規程（昭和21年厚生省令第42号）の規定に基づく死産の届出を受けた市町村
客体数／母集団数	約1,900
選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	市町村
配 布 ・ 取 集	【配布】オンライン、【収集】郵送・オンライン
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限は、保健所長から調査票の送付を受けた翌月5日
調 査 事 項	1. 父母の国籍、2. 父母の氏名及び年齢、3. 死産児の男女別及び嫡出子か否かの別、4. 死産があったとき、5. 死産があったときの母の住所、6. 死産があったときの世帯の主な仕事、7. 死産があったときの父母の職業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで）、8. この母の出産した子の数、9. 妊娠週数、10. 死産児の体重及び身長、11. 胎児死亡の時期（妊娠満22週以後の自然死産）、12. 死産があったところの種別、13. 単胎・多胎の別、14. 死産の自然人工別、15. 自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由、16. 胎児手術の有無、17. 死胎解剖の有無、18. 死産に立ち会った者
<b>調 査 票 - 4</b>	<b>婚姻票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	戸籍法の規定に基づく婚姻の届出を受けた市町村
客体数／母集団数	約1,900
選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	市町村
配 布 ・ 取 集	【配布】オンライン、【収集】郵送・オンライン
把 握 時	婚姻の発生時点
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限は、保健所長から調査票の送付を受けた翌月5日
調 査 事 項	1. 氏名及び生年月、2. 夫の住所、3. 国籍、4. 婚姻後の夫婦の氏、5. 同居を始めたとき、6. 初婚・再婚の別、7. 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯の主な仕事、8. 同居を始める前の夫妻の職業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで）
<b>調 査 票 - 5</b>	<b>離婚票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	戸籍法の規定に基づく離婚の届出を受けた市町村
客体数／母集団数	約1,900
選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	市町村

配 布 ・ 取 集	【配布】 オンライン、【収集】 郵送・オンライン
把 握 時	離婚の発生時点
調 査 組 織	厚生労働省—都道府県—（保健所を設置する市・特別区）—保健所—報告者
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限は、保健所長から調査票の送付を受けた翌月 5 日
調 査 事 項	1. 氏名及び生年月、2. 国籍、3. 離婚の種別、4. 調停、審判、和解、請求の認諾又は判決の年月、5. 未成年の子の数、6. 同居を始めたとき、7. 別居したとき、8. 別居する前の住所、9. 別居する前の世帯の主な仕事、10. 別居する前の夫妻の職業（国勢調査実施年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）

<b>【調査名】</b>	<b>地方公務員給与実態調査</b>
承認年月日	平成30年3月26日
実施機関	総務省自治行政局公務員部給与能率推進室
目的	地方公務員の給与の実態を明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	昭和30年に開始され、昭和33年以降は5年ごとに実施されている。
調査票の構成	1-地方公務員給与実態調査調査票（一般職） 2-地方公務員給与実態調査調査票（特別職に属する職員等の定数及び給料（報酬）額に関する調）
公表	インターネット（平成31年3月までに公表）及び印刷物（平成31年7月までに公表）
備考	1. 今回の承認は、平成30年以降の調査についての変更承認 2. 主な承認内容は、本調査に係る法定受託事務を定めた統計法施行令（平成20年政令第334号）の別表第1の3の項の規定内容との整合を図るための変更
<b>調査票－1</b>	<b>地方公務員給与実態調査調査票（一般職）</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	都道府県、市町村、特別区及びこれらの組合・財産区・地方開発事業団（以下、本調査において「地方公共団体」という。）並びに特定地方独立行政法人に属する地方公務員（以下、本調査において「職員」という。）
客体数／母集団数	調査票－2と合わせて約280万人
選定方法	全数
配布・収集	【配布】オンライン、【収集】郵送・オンライン
把握時	平成30年4月1日現在
調査組織	総務省－都道府県及び指定都市－職員、総務省－都道府県－都道府県及び指定都市以外の地方公共団体及び特定地方独立行政法人－職員
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	【都道府県及び指定都市】平成30年4月中旬～7月中旬、【都道府県及び指定都市以外の地方公共団体】平成30年4月中旬～8月下旬
調査事項	1. 所属する地方公共団体の名称、2. 所属する公署の名称、3. 性別、4. 満年齢月数、5. 学歴、資格及び免許、6. 経験月数、7. 職種、8. 職務、9. 職務上の地位、10. 給与の支出される会計の別、11. 採用時における前歴の有無、12. 採用年月、13. 給与月額、14. 給料月額、15. 諸手当の月額、16. 年間給与の額、17. その他前記1から16までに関連する事項
<b>調査票－2</b>	<b>地方公務員給与実態調査調査票（特別職に属する職員等の定数及び給料（報酬）額に関する調）</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	地方公共団体及び特定地方独立行政法人に属する職員
客体数／母集団数	調査票－1と合わせて約280万人
選定方法	全数
配布・収集	【配布】オンライン、【収集】郵送・オンライン
把握時	平成30年4月1日現在
調査組織	総務省－都道府県及び指定都市－職員、総務省－都道府県－都道府県及び指定都市以外の地方公共団体及び特定地方独立行政法人－職員
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	【都道府県及び指定都市】平成30年4月中旬～7月中旬、【都道府県及び指定都市以外の地方公共団体】平成30年4月中旬～8月下旬
調査事項	1. 定数、2. 給料（報酬）の額

<b>【調査名】</b>	<b>作物統計調査</b>
承認年月日	平成30年3月26日
実施機関	農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課
目的	作物統計（基幹統計）を作成することにより耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。
沿革	<p>昭和22年に開始し、昭和25年から指定統計調査として実施していたが、昭和54年には、一部調査事項について調査項目の区分及び調査期日の変更を行った。</p> <p>平成14年には、①関連する承認統計調査を含めた調査体系の整備、②調査対象品目の選定基準の策定、③調査票の統廃合、OCR化等を実施した。</p> <p>平成17年には、①作付予定面積調査及び野菜・果樹に係る予想収穫量調査の廃止、②てんさい・さとうきびに関する作付面積調査及び予想収穫量・収穫量調査の郵送調査化等の変更を行った。</p> <p>平成19年には、①かんしょ及び甘味資源作物（てんさい及びさとうきび）に係る予想収穫量調査の廃止、②耕地面積調査及び水稲に係る作付面積調査において、調査員による実測調査の導入、③水稲以外の作物に係る作付面積調査については農業協同組合その他の関係団体を対象に、水稲以外の作物に係る収穫量調査については関係団体及び標本経営体を対象に往復郵送化をそれぞれ実施した。</p> <p>新統計法の施行に伴い、平成21年4月からは基幹統計調査に移行したが、平成29年調査からは、調査対象にそば及びなたねを追加するほか、作付面積調査及び収穫量調査の一部の作物について、全国調査の実施時期の変更等を行った。</p>
調査票の構成	1－耕地面積調査 2－作付面積調査（水稲） 2－作付面積調査（水稲以外の作物） 3－作柄概況調査票 4－予想収穫量調査 5－収穫量調査（水稲） 5－収穫量調査（水稲以外の作物） 6－被害応急調査 7－共済減収調査
公表	インターネット及び印刷物（耕地面積調査：10月下旬、作付面積調査：[水稲]9月下旬等、[水稲以外]当該作物の調査のおおむね2か月後、作柄概況調査：7月下旬、8月下旬及び9月下旬、予想収穫量調査：10月下旬、収穫量調査：当該作物の調査のおおむね2か月後、被害応急調査：原則四半期及び天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）発動の際、共済減収調査：調査実施後3か月以内）
備考	<p>1. 本調査は、水稲以外の作物に係る作付面積調査及び収穫量調査については、関係団体等又は農林業経営体に対する郵送・オンライン調査で行われており、それ以外の調査については、職員又は調査員による実測調査により行われている。</p> <p>2. 今回の承認は、平成30年度以降の調査についての変更承認</p> <p>3. 変更内容は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の農業保険法への改正に伴い、調査計画に引用する法律名及び条番号の改正</p>
<b>調査票－1</b>	<b>耕地面積調査</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	圃場
客体数／母集団数	約4万単位区／約290万単位
選定方法	無作為抽出
配布・収集	なし（職員又は調査員による実測調査）
把握時	毎年7月15日現在
調査組織	農林水産省一地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産センターを含む。）（以下、本調査において「地方農政局等」という。）の職員又は調査員
調査周期	1年

実施期間又は提出期限	毎年7月上旬～7月下旬
調査事項	耕地の田畑別面積、耕地の田畑別の拡張及びかい廃面積
<b>調査票－2</b>	<b>作付面積調査（水稲）</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	圃場
客体数／母集団数	約4万単位区／約290万単位
選定方法	無作為抽出
配布・収集	なし（職員又は調査員による実測調査）
把握時	毎年7月15日現在
調査組織	農林水産省－地方農政局等の職員又は調査員
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年7月上旬～7月下旬
調査事項	水稲の作付面積
<b>調査票－2</b>	<b>作付面積調査（水稲以外の作物）</b>
対象範囲（地域）	農林水産大臣が定める種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域
対象範囲（属性）	農業協同組合、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体（以下この調査において「関係団体」という。）
客体数／母集団数	約5,500
選定方法	全数・無作為抽出
母集団情報	作付面積調査郵送調査対象一覧表、果樹調査集出荷団体等名簿、野菜調査集出荷団体等名簿、花き調査集出荷団体等名簿、てんさい調査対象一覧表、さとうきび調査対象一覧表
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	作物により、毎年7月15日現在、毎年9月1日現在又は収穫期
調査組織	農林水産省－地方農政局等－報告者
調査周期	1年（品目によっては、3年又は6年ごとに全国調査を行い、その中間年は主産県調査を行う。）
実施期間又は提出期限	農林水産省大臣官房統計部長（以下この調査において「統計部長」という。）が定める時期
調査事項	作物の種類別作付面積
<b>調査票－3</b>	<b>作柄概況調査票</b>
対象範囲（地域）	水稲について農林水産大臣が定める地域
対象範囲（属性）	圃場
客体数／母集団数	約1万単位区／約290万単位区
選定方法	無作為抽出
配布・収集	なし（職員又は調査員による実測調査）
把握時	毎年7月15日現在、毎年8月15日現在及びもみ数確定期
調査組織	農林水産省－地方農政局等の職員又は調査員
調査周期	年3回
実施期間又は提出期限	【7月15日現在調査】毎年7月上旬～7月中旬、【8月15日現在調査】毎年8月上旬～8月中旬、【もみ数確定期調査】統計部長が定める調査期日に対応して実施
調査事項	水稲の時期別の作柄概況
<b>調査票－4</b>	<b>予想収穫量調査</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	圃場
客体数／母集団数	約1万単位区／約290万単位
選定方法	無作為抽出

配布・取集	なし（職員又は調査員による実測調査）
把握時	毎年10月15日現在
調査組織	農林水産省一地方農政局等の職員又は調査員
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年10月上旬～10月中旬
調査事項	水稻の予想収穫量
<b>調査票－5</b>	<b>収穫量調査（水稻）</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	圃場
客体数／母集団数	約1万単位区／約290万単位
選定方法	無作為抽出
配布・取集	なし（職員又は調査員による実測調査）
把握時	収穫期
調査組織	農林水産省一地方農政局等の職員又は調査員
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	収穫期
調査事項	収穫量（水稻にあつてはその災害種類別の被害量を含む。）
<b>調査票－5</b>	<b>収穫量調査（水稻以外の作物）</b>
対象範囲（地域）	農林水産大臣が定める基準に合致する種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域
対象範囲（属性）	関係団体、農林業経営体
客体数／母集団数	【関係団体】約6,600／約10,700、【農林業経営体】約69,000／約370,000
選定方法	全数・無作為抽出
母集団情報	【関係団体】作付面積調査郵送調査対象一覧表、果樹調査集出荷団体等名簿、野菜調査集出荷団体等名簿、花き調査集出荷団体等名簿、荒茶工場母集団一覧表、てんさい調査対象一覧表、さとうきび調査対象一覧表、【農林業経営体】2015年世界農林業センサス
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	作物ごとの収穫期
調査組織	農林水産省一地方農政局等一報告者
調査周期	1年（品目によっては、3年又は6年ごとに全国調査を行い、その中間年は主産県調査を行う。）
実施期間又は提出期限	統計部長が定める時期
調査事項	作物の種類別収穫量（果樹及び野菜にあつては出荷量を含む。花きにあつては出荷量に限る。）
<b>調査票－6</b>	<b>被害応急調査</b>
対象範囲（地域）	作物について重大な被害が発生したと認められる地域
対象範囲（属性）	圃場
選定方法	有意抽出
配布・取集	なし（職員による実測調査）
把握時	作物に重大な被害が発生したとき
調査組織	農林水産省一地方農政局等の職員
調査周期	随時
実施期間又は提出期限	作物に重大な被害が発生したとき
調査事項	災害等を受けた作物の災害種類別作付面積及び被害量
<b>調査票－7</b>	<b>共済減収調査</b>
対象範囲（地域）	農業保険法（昭和22年法律第185号）第98条第1項第1号、第4号及び第6号に掲げる作物のうち農林水産大臣が定めるものの種類ごとに農林水産大臣が定める地域

対象範囲（属性）	圃場
選定方法	有意抽出
配布・収集	なし（職員又は調査員による実測調査）
把握時	作物により、収穫期又は暴風雨が発生したとき
調査組織	農林水産省－地方農政局等の職員又は調査員
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	原則として収穫期（ただし、りんご、ぶどう、なし及びびももについては、暴風雨が発生したとき）
調査事項	作物の種類別共済基準減収量及び当該基準減収量に係る作付面積



## 2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
「女性活躍の推進に関する企業の取組と効果」に関するアンケート調査	平成30年3月5日	総務省行政評価局 評価監視官(内閣・ 規制改革等担当)室	総務省が実施を予定している「女性活躍の推進に関する政策評価」の一環として、民間企業における企業の女性活躍推進に関する取組と効果等を明らかにすることを主な目的とし、当該把握結果を本政策評価における評価・分析に活用して、関係行政の今後の在り方の検討に資することを目的とする。	全国	1	13,000企業	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成30年5月1日～ 5月25日	
賃金構造基本統計調査 試験調査	平成30年3月5日	厚生労働省政策統 括官付参事官付賃 金福祉統計室	主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする「賃金構造基本統計調査」の調査内容の見直し(調査対象職種の見直し、学歴区分の変更等)及び調査方法・調査機関の見直し(郵送調査の導入、調査業務の民間委託)の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	1,800事業所 36,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年6月1日～ 6月30日	
喫煙環境に関する実態調査	平成30年3月5日	厚生労働省健康局 健康課	受動喫煙による健康影響は明らかであり、がん、循環器疾患等を予防する上で、受動喫煙対策を進めることは重要な課題である。受動喫煙対策については、これまで、多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務を課す健康増進法第25条により対策を進めてきたところである。今般、更なる対策を検討、実施するにあたり、喫煙環境の実態を把握することを目的とする。	全国	5	28,277事業所 2,912企業	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成30年3月8日～ 3月30日	
労使関係総合調査	平成30年3月16日	厚生労働省政策統 括官付参事官付雇 用・賃金福祉統計室	【労働組合基礎調査】我が国における全ての労働組合を対象として、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査し、労働組合及び労働組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を明らかにすることを目的とする。 【労働組合活動等に関する実態調査】労働組合を対象として、労働環境が変化する中での労働組合の組織及び活動の実態等を明らかにすることを目的とする。	全国	2	67,100組合	全数 無作為抽出	職員(都道府県労政 主管課及び 労政主管事務所の職員) 郵送 オンライン	1年 2年又は 3年	毎年7月1日～ 7月20日 平成30年7月1日～ 7月20日	本調査は、以下の4調査で構成されており、毎年①及び②～④のいずれかを組み合わせで行われている。 ① 労働組合基礎調査(毎年) ② 労働組合活動等に関する実態調査(2年又は3年おき) ③ 労使間の交渉等に関する実態調査(2年又は3年おき) ④ 労使コミュニケーション調査(5年周期)
青少年のインターネット利用環境実態調査 予備調査	平成30年3月19日	内閣府政策統括官 (共生社会政策担 当)付参事官(青少 年環境整備担当)	平成30年11月に実施を予定している「青少年のインターネット利用環境実態調査」(以下「本体調査」という。)の企画に当たり、平成29年度までの本体調査の設問項目に変更が予定されているため、調査票の難易度や選択肢の適切性等に検証するため、事前に使用予定の調査票による実査と調査に対するアンケートを実施し、本体調査をより効果的に実施するための基礎データを得ることを目的とする。	東京都全域	3	300人	全数 無作為抽出	調査員	1回限り	平成30年7月上旬～ 8月上旬	
旅行・観光消費動向調査	平成30年3月19日	国土交通省観光庁 観光戦略課観光経 済調査室	我が国における旅行・観光消費額を把握することにより、旅行・観光消費の経済波及効果の推計及び分析や、我が国の観光政策の企画・立案のための基礎資料作成等に資することを目的とする。	全国	2	26,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	四半期	基準となる期間(3か 月間)の終了後、3週 間以内	

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	平成30年3月20日	文部科学省初等中等教育局児童生徒課	児童生徒の問題行動・不登校等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、本調査を通じて、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくことを目的とする。	全国	8	36,769校 47都道府県教育委員会 1,806市区町村教育委員会	全数	郵送 オンライン	1年	毎年3月～5月、 提出期限は、毎年5月31日	
建設副産物実態調査	平成30年3月26日	国土交通省総合政策局公共事業企画調整課環境・リサイクル企画室	全国の建設工事に係る建設副産物の利用量・排出量等の実態を把握し、リサイクルの進捗状況や状況の変化に応じた制度の見直し、新たな対策の検討等を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	16	36,000事業所	全数 有意抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日 (提出期限：平成31年5月31日)	
社会保障・人口問題基本調査	平成30年3月27日	厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部	我が国の社会保障及び人口問題に関する事項について調査し、社会保障及び人口問題に関する研究のための分析を行うとともに、厚生労働行政等における各種の施策に資する基礎資料を提供することを目的としている。 調査は、「生活と支え合いに関する調査」、「全国家庭動向調査」、「世帯動態調査」、「出生動向基本調査」及び「人口移動調査」の5つの調査で構成され、5年のローテーションで実施されている。 このうち、「全国家庭動向調査」は「出産・子育て」、「老親の介護」をはじめとする家庭機能の実態、変化要因を調査することにより、少子化への対応に資する実証的な知見を示し、児童家庭行政、老人福祉行政、少子化対策等の施策立案の基礎資料を提供することを目的とする。	全国	1	15,000世帯	無作為抽出	調査員	5年	平成30年6月中旬～ 7月中旬	

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。  
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

### 3 一般統計調査に係る中止通知の受理

受理年月日	統計調査の名称	実施機関
H30.3.20	介護給付費等実態調査	厚生労働省政策統括官付 参事官付社会統計室

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に対してなされた一般統計調査に係る中止通知の受理状況について掲載したものである。

#### 4 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	鳥取県おうちで子育てサポート事業に係るアンケート調査	平成30年3月8日	鳥取県福祉保健部 子育て応援課	在宅育児世帯への支援を行う市町村を応援する「鳥取県おうちで子育てサポート事業」について、受給者の意識等を把握し、この制度の効果検証を行うことを目的とする。	鳥取県全域	1	320人	全数	オンライン 窓口での 回収	1年	平成31年3月31日(提出期限)
	沖縄県買物動向調査	平成30年3月28日	沖縄県商工労働部 中小企業支援課	多種多様化する消費者の買物行動を定期的・広域的に把握し、県、市町村及び各支援機関が商業、商店街の活性化支援並びにまちづくり等の各種施策の基礎資料として活用することを目的とする。	沖縄県全域	1	10,000世帯	無作為抽出 有意抽出	職員 調査員 オンライン	不定期 (概ね3年 ～4年)	平成30年5月下旬～ 9月上旬
	千葉県年齢別・町丁字別人口調査	平成30年3月29日	千葉県総合企画部 統計課	市町村における年齢別の人口並びに町又は字における世帯数及び年齢3区分別の人口を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。	千葉県全域	1	54市町村	全数	オンライン	1年	毎年4月末日
	男女共同参画に関する市民意識調査	平成30年3月29日	静岡市市民局男女 参画・多文化共生課	静岡市民の男女共同参画に関する市民意識を把握することで、第3次静岡市男女共同参画行動計画の基礎資料とすることを目的とする。	静岡市全域	1	2,500人	無作為抽出	郵送	不定期 (原則とし て3年)	平成30年5月2日～ 5月25日
(2) 変更	大阪府工業指数作成のための生産動態調査	平成30年3月1日	大阪府総務部統計課	大阪府における工業生産の状況を把握し、府工業指数作成のための基礎資料を得ることを目的とする。	大阪府全域	1	23事業所	有意抽出	郵送 オンライン FAX 電話	毎月	翌月末日(提出期限)
	外国人の住民基本台帳人口調査	平成30年3月22日	滋賀県商工観光労 働部観光交流局	滋賀県内各市町に居住する外国人住民数の国籍・在留資格・年齢・性・地区別人口を把握し、多文化共生推進施策を進める上での参考とすることを目的とする。	滋賀県全域	1	19市町	全数	オンライン	1年	毎年12月20日～ 1月20日
	千葉県毎月常住人口調査	平成30年3月29日	千葉県総合企画部 統計課	千葉県内に常住する人口の動態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。	千葉県全域	1	54市町村	全数	オンライン	毎月	調査期日の属する月の 翌月の15日
	広島県人口移動統計調査	平成30年3月29日	広島県総務局統計 課人口統計グルー プ	広島県の人口の移動状況を把握し、各種行政施策の基礎資料とするとともに、市町世帯数の推計の基礎資料を得ることを目的とする。	広島県全域	1	31市区町 1.3万人	全数	職員 オンライン	1年 毎月	毎年10月1日～ 10月15日 毎月1日～末日(役所 の窓口の開日)

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。  
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。